

「食品と放射能」の問題に関する消費者庁の取組

平成23年8月8日

消費者庁

7月28日以降、新たに3県の牛肉について出荷制限が指示され、さらに、8月4日、原子力災害対策本部において「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改定されて、放射性物質の検査対象に牛肉及び米が追加された。

あらためて、消費者庁は、消費者の目線に立って食の安全・安心を確保するため、関係省庁、地方自治体及び(独)国民生活センターと連携しつつ、以下の措置を講じる。

1. 消費サイドでの地方自治体における放射性物質検査体制の整備

食品と放射能問題の全国的な広がりを踏まえ、生産・出荷サイドだけでなく、消費者の身近なところで地方自治体が食品等の放射性物質を測定する取組を支援する。

(1) (独)国民生活センターの運営費交付金による支援(10月以降実施予定)

(独)国民生活センターを通じて、都道府県、市区町村に対し、放射性物質検査機器の貸与、検査方法の研修等を行う。

(2) 「地方消費者行政活性化基金」の活用による支援(現行制度で可能)

以下の取組に「地方消費者行政活性化基金」の活用を推奨

- ① 放射性物質検査機器の整備
- ② 検査の委託
- ③ 検査等を行う専門家の活用
- ④ 専門図書・資料等の購入
- ⑤ 自治体職員等への教育研修
- ⑥ 消費者への適切な情報提供・啓発

※ (独)国民生活センターによる支援により検査機器を確保し、「地方消費者行政活性化基金」の活用により検査の委託や専門家の採用を行うなど、上記(1)(2)を相互補完的に併用することも可能。

※ PIO-NET等の活用、消費者行政ブロック会議(都道府県及び政令指定市の消費者行政担当部局と消費者庁の会議)等の開催を通じ、地方自治体との一層の情報共有を図る。

2. 消費者への分かりやすい情報提供

- (1) ホームページに特設ページを設け、野菜も含め、暫定規制値を超える放射性ヨウ素や放射性セシウムが検出された食品について、出荷制限や摂取制限の対象品目、当該食品が生産された地域、制限を受けた日付、当該制限が解除された日付等を情報発信している。
- (2) 「食品と放射能Q & A」の冊子を作成し、食品の安全と放射能に関し、消費者が疑問や不安に思っていることを分かりやすく説明している。
- (3) 牛については、放射性物質が含まれた稲わらを給与された可能性があり、既に流通している牛の個体識別番号等を特設ページに掲示し、その牛肉の検査が実施済みかどうか、検査結果が暫定規制値を上回ったかどうかについて、分かりやすく情報提供している。

3. 消費者とのリスクコミュニケーションの強化

○ 意見交換会（シンポジウム）の実施

消費者へのリスクコミュニケーションとして、広く消費者の参加を求め、食品と放射能をテーマに、専門家を交えた意見交換会を開催する（8月28日：横浜市、29日：さいたま市）。また、これを踏まえ、さらに全国の消費者に情報を発信していく。